

届出制手数料に係る手数料表

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率は下記の通りとなります。

サービスの種類及び内容	手数料の額（全職種）及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
介護職・介護支援専門員・看護助手・生活相談員・支援相談員・医療事務職・その他の医療・福祉・介護機関の人材紹介	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金または見込年間賃金の20～35% 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料を上限とし、詳細に関しては別途協議の上、取り決めます。

返戻金制度に関する事項

求人者への雇入れ後、下記に定める期間内に求職者が本人の都合により退職した場合は、次の通り手数料を返却致します。

一括請求の場合	6分割請求の場合
(1) 雇入れ後1か月以内の場合：手数料額の50% (2) 1か月超3か月以下の場合：手数料額の30% (3) 3か月超6か月以下の場合：手数料額の5%	ご請求金額の6分の1を月に1度のご請求とし、全6回でのご請求。 ※上記の請求月に退職した場合、次月以降の請求はありません。 ※退職日は「最終出勤日」とし、最終出勤日が属する月までを請求致します。